

# 高槻市太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例

## 1. 制定の経緯

太陽光発電施設は、気候変動対策の一環として積極的な設置が進められており、本市においてもエコハウス補助金等を通じてその普及の促進に取り組んでいます。

しかし、大規模な施設が無秩序に設置されると、自然環境や生活環境、景観などに大きな影響を与えるほか、土砂災害や住民トラブルの原因となる場合があります。

そのため、本市において、太陽光発電施設の適正な設置を誘導し、自然環境、生活環境、景観の保全及び災害の未然防止を図るため「高槻市太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例」を制定し、令和6年7月1日から施行します。

## 2. 目的

この条例は、太陽光発電施設の適切な設置のために必要な手続等を定めることにより、自然環境、生活環境及び景観の保全並びに災害の未然防止を図り、もって市民生活の安全と安心を確保することを目的とします。

## 3. 事業者の責務

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう運用するとともに、近隣関係者と良好な関係を保たなければなりません。

また、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるとともに、事故や災害等が発生した場合は速やかに解決し、再発防止のための措置を講じなければなりません。

## 4. 届出など手続きの対象となる事業（特定太陽光発電事業）

太陽光発電施設を設置（竹木の伐採、盛土、切土、埋立て等の造成工事を含む。）又は運営する事業で、建築物に設置されるものを除き、次のいずれかに該当する事業が対象です。

- ・事業区域の面積が 10,000 平方メートル以上
- ・事業区域の面積が 500 平方メートル以上であって、保全区域を含むもの

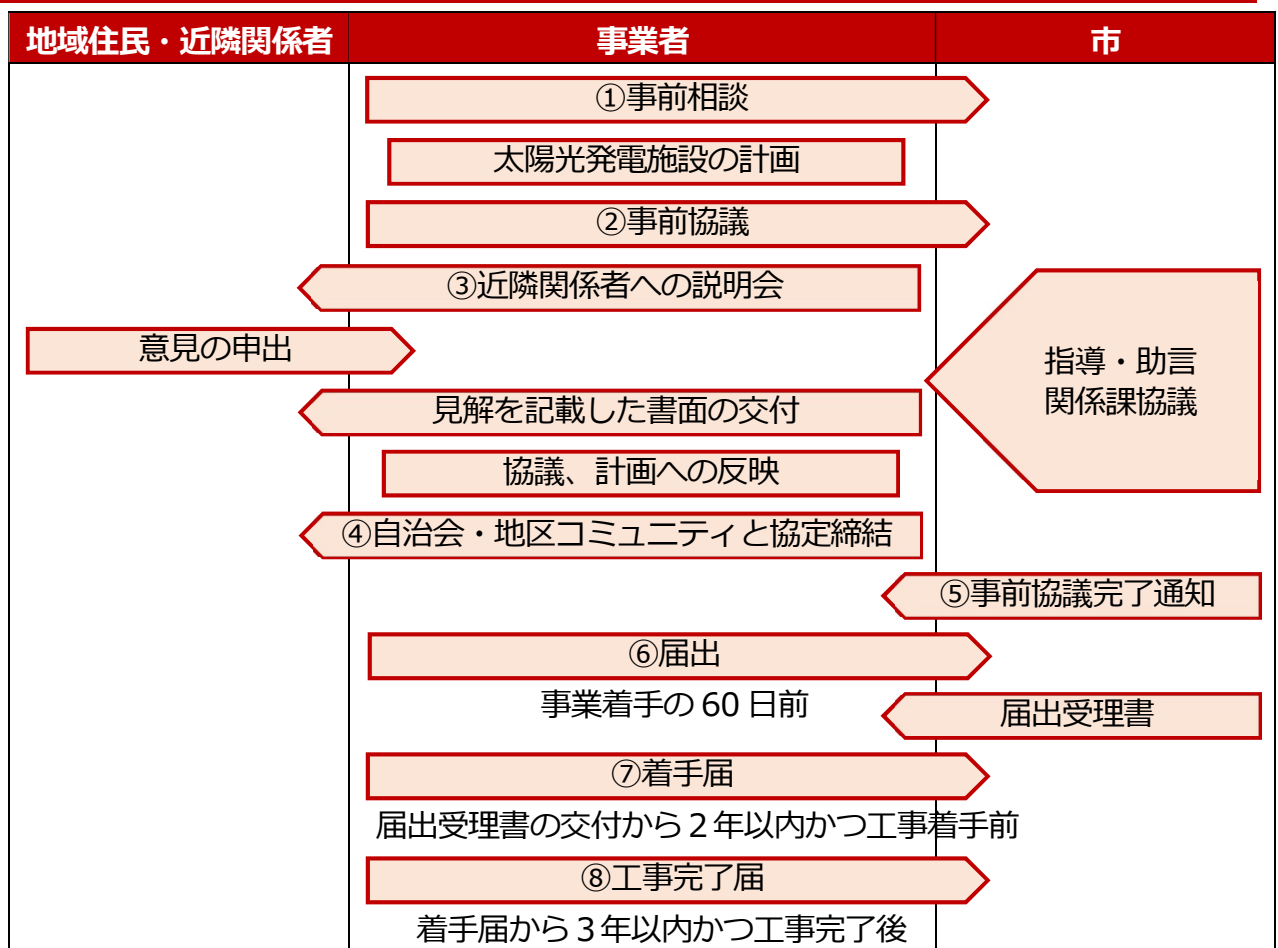
※事業区域とは、太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいいます。なお、近接して行われる 2 つ以上の事業区域は、原則 1 つの事業区域とみなします。

## 5. 保全区域（特に配慮が必要と認められる区域）

自然環境、生活環境、景観の保全及び災害の未然防止のため、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる以下の区域を保全区域として指定します。

分類	区域	関係法令
自然環境の保全	自然公園	大阪府立自然公園条例
	自然環境保全地域	大阪府自然環境保全条例
	近郊緑地保全区域	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
	農地	農地法
	地域森林計画対象民有林	森林法
生活環境の保全	各種住居専用地域、各種住居地域、準住居地域、田園住居地域	都市計画法
景観の保全	指定文化財及び登録有形文化財（建築物に限る）、周知の埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物の区域	文化財保護法 大阪府文化財保護条例 高槻市文化財保護条例
	風致地区	都市計画法
災害の未然防止	河川区域、河川保全区域	河川法
	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	砂防指定地	砂防法

## 6. 手続きの流れ



## ① 事前相談（必要に応じて）

---

必要な手続きや施設設置基準などを十分に理解したうえで、計画策定に着手していただくことで、事前協議を円滑に進めることができますので、可能な限り事前協議前にご相談ください。

## ② 事前協議

---

事前協議書に必要書類を添付し、市と事前協議を行ってください。

なお、事業区域に保全区域が含まれる場合、施設設置基準を満たさない場合、近隣関係者への説明等が不十分と判断した場合などは、事業を実施しないように事業者に求めることがあります。

## ③ 近隣関係者への説明会

---

説明会の開催及びその他の方法により、次の近隣関係者へ事業計画に関する周知を行ってください。

- ・ 事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住し、又は土地若しくは建物を所有し、若しくは賃借する者
- ・ 事業区域又は事業区域の境界から100メートル以内の区域を活動範囲に含む自治会、その他これに類する団体及び地区コミュニティ組織
- ・ 事業区域から排出された水が流入する河川又は水路の流水を利用する農業団体及び漁業団体
- ・ 事業区域の境界から100メートル以内の森林を管理する森林組合

## ④ 自治会・地区コミュニティと協定締結

---

事業者は、近隣関係者のうち自治会及び地区コミュニティ組織と、自然環境、生活環境、景観への配慮及び災害の未然防止に係る事項等について協定を締結してください。

## ⑤ 事前協議完了通知

---

事前協議が完了した際に、市から事業者へ事前協議完了通知書を交付します。

## ⑥ 届出

---

事業着手の60日前までに、事前協議完了通知書などの必要書類を添えて届出してください。

## ⑦ 着手届

---

設置工事に着手しようとするときは、着手届を提出してください。届出受理書の交付から2年以内に着手届が提出されない場合は、届出受理書は無効となります。

## ⑧ 工事完了届

工事が完了したときは、工事完了届を提出してください。

着手届から3年以内に工事完了届がなされない場合又は事業計画に適合するために必要な措置が完了しない場合は、事業計画を撤回し、事業に着手している土地がある場合には、速やかに事業に着手する前の状況に回復してください。

## 7. 施設設置基準（主なもの）

項目	施設基準の抜粋
自然環境の保全	重要な動植物の生息・生育地の確認と適切な対応。最小限の立木の伐採。
生活環境の保全	隣接する土地との間に緩衝帯の設置。位置や傾斜角度に配慮した設置。
景観の調和	眺望に配慮して尾根線上や高台への各種施設の設置を避ける。設備の色彩への配慮。
災害の未然防止	切土・盛土する場合は土砂災害の防止、排水設備・法面保護工、地震・風など各種荷重に対する倒壊・飛散等の防止、腐しよく・腐朽等劣化の防止、資料調査や現地調査等を通じた土地特性に応じた設計・施工。
その他	事業概要を表す標識の設置。事業区域と隣接する土地との間に高さ1.5m以上の柵の設置。事業区域から国道又は主要地方道までの間は、有効幅員4メートル以上の道路により接続。道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止するための措置。

## 8. 事業者情報の公表等

事業者が適切な事務手続きをしない場合は、必要な措置を講ずるよう指導及び助言、期間を定めて必要な措置を講じるよう勧告します。

事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表します。なお、条例の違反は、FIT法による事業認定の取消要件に該当します。

## 9. その他

詳細は、条例及び施行規則をご覧ください。

問い合わせ

TEL : 072-674-7486

高槻市 市民生活環境部 環境政策課（本館5階）

〒569-8501

高槻市桃園町2番1号

FAX : 072-661-3198